

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した自動車税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都都税総合事務センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年5月2日付けでした自家用自動車（以下「本件自動車」という。）に係る平成28年度自動車税賦課処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分の取消しを求めている。

本件自動車は初度登録から13年を超えているため環境負荷の高い車両として15%重課されている。登録から13年を経過すると環境負荷が一気に高まるようだがその根拠を提示されたい。また、同じ13年経過でも乗用自動車と貨物自動車では環境負荷が異なるのは何故か。加えて、本件自動車は同じ排気量の他用途車（営業用や貨物など）と比べ税率が著しく高く大変不公平である。環境負荷を税率の根拠とするなら車両の生産から廃棄までの

間でどの程度のエネルギーを使用するかをアセスメントし、加えて燃料の使用量を加味しなければ論理的とはいえない。このような論理や整合性のない根拠から処分庁は課税権を濫用し、いたずらに重い課税処分を行っており、承服しかねる。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年9月30日	諮問
平成28年11月24日	審議（第3回第3部会）
平成28年12月16日	審議（第4回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 自動車税は、自動車に対し、賦課期日（4月1日）現在の所有者に課するとされ、その税率は、総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下の自家用の乗用車については、年額39,500円とされている（地方税法145条1項、同147条1項1号ロ(3)、同148条、東京都都税条例（以下「条例」という。）65条、同67条1項1号ロ(3)、同68条）。
- (2) ただし、上記自家用自動車のうち、平成15年3月31日ま

で新規登録を受けたガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車については、新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税は、45,400円とすることとされている（地方税法附則12条の3第1項1号、条例附則7条1項1号）。

- 2 これを本件についてみると、本件自動車は、平成4年8月に新規登録された、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる総排気量1.59リットルの自家用乗用車であるが（登録事項等証明書）、本件自動車に係る自動車税の税率は、平成28年度分の賦課処分に当たっては、当該年度が新規登録を受けた日（平成4年8月）から起算して14年を経過した日の属する年度以後に当たることから、税率が39,500円に15%相当の重課を加えた45,400円とされたものである。

そうすると、本件処分に係る税額は、前記1の法令の規定に沿ったものであり、本件処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分や本件処分に係る法令について、初度登録から13年を超えると環境負荷が高まるとする根拠は何か、本件自動車に対する税率は同程度の排気量の貨物自動車や営業用車両に比べ著しく高く大変不公平である、環境負荷を税率の根拠とするなら車両の生産から廃棄までの間でどの程度エネルギーを使用するかアセスメントし、加えて燃料の使用量を加味しなければ論理的とはいえない、このような論理や整合性のない課税は処分庁による課税権の濫用である等主張する。この主張は、すべて現行法令に対する不服であると認められる。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行

政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成